

○国土交通省告示第九百六十四号

都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）第一条の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十八年八月二十九日

国土交通大臣 石井 啓一

都市再生特別措置法施行規則第一条の規定に基づき国土交通大臣が定める施設及び基準  
都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号。以下「規則」という。）第一条の規定に基づき、国土交通大臣が定める施設及び基準を次のように定める。

第一 規則第一条の国土交通大臣が定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 教育施設又は福祉施設
- 二 ベンチャー企業、研究機関等が交流又は連携することを目的として設けられる共有スペース又はオフィス

第二 規則第一条の国土交通大臣が定める基準は、その施設の延べ面積が千平方メートル以上で、かつ、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たすものとする。

- 一 国際会議場施設 外国語による会議、討論会、講習会その他これらに類する集会の開催に対応が可能なものであること。

二 医療施設 外国語による医療の提供を行うものであること。

三 第一第一号に掲げる施設 児童等を対象として外国語による教育又は保育を行うものであること。

四 第一第二号に掲げる施設 賃料が低廉であること。

#### 附 則

この告示は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年九月一日）から施行する。